

第139号 木内々小学校外給食搬入口屋根設置工事

おいらせ町

区	項目	特記事項																
32	1 総則	建設副産物の処理にあたっては「建設副産物適正処理推進法」及び「平成18年度環境工事における建設副産物管理マニュアル-同解説(国土交通省)」によると、また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとし、再資源化により得られた建設副産物の積極的な活用を図ること。																
32	2 契約前の事前説明	(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法)という。)第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。 当業者は、契約締結前に、監督職員に対して建設リサイクル法第12条第1項の規定による説明(建設品の種類及び数量の指示による。)を行い、説明時に交付した書面と同じものを契約書添付資料(書面)提出すること。																
32	3 産業廃棄物税	本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合については、資源系産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税負担額を先立金とするものである。																
32	4 建設副産物の処理	とりこしにより発生する建設副産物は、下表の欄で定めることとして整理している。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設の種類</th> <th>施設の所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>777(砂)の付着塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設の種類	施設の所在地	備考	コンクリート等				777(砂)の付着塊				建設発生木材			
名称	施設の種類	施設の所在地	備考															
コンクリート等																		
777(砂)の付着塊																		
建設発生木材																		
32	5 再資源化等の完了の報告	(建設リサイクル法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 当業者は、再資源化が完了したとき、監督職員に対して建設リサイクル法第14条第1項の規定による報告(書面の形式は監督職員の指示による。)を行うこと。																
32	6 伐木・伐根材の有効利用システム	・ 対象 ・ 対象外 伐木・伐根材が発生する場合は、種類、部位別に分別し、1～3m程度の長さで切斷、土砂等を除去し、1m未満のものを含めて骨格とし、整然とした状態で引取期間中現場内に保管すること。現場内に保管できない場合は監督職員の指示に従う。廃棄場当たっては、ロープ等で固定するなど緊密、積載対象をいい、荷重制限に影響を及ぼさぬよう注意すること。また、保管場所には適宜な表示を行うこと(内容は監督職員の指示による)。なお、これら有用化に必要な費用は本工事に含まれている。 「伐木・伐根材発生循環供給システム」とは、発生した伐木・伐根材の発生情報をインターネットで公表し、有用物として有効利用する一般の希望者へ提供することを目的としたものである。																

区	項目	特記事項																
33	1 建設副産物の処理	建設副産物の処理にあたっては「建設副産物適正処理推進法」及び「平成18年度環境工事における建設副産物管理マニュアル-同解説(国土交通省)」によると、また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとし、再資源化により得られた建設副産物の積極的な活用を図ること。																
33	2 契約前の事前説明	(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法)という。)第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。 当業者は、契約締結前に、監督職員に対して建設リサイクル法第12条第1項の規定による説明(建設品の種類及び数量の指示による。)を行い、説明時に交付した書面と同じものを契約書添付資料(書面)提出すること。																
33	3 産業廃棄物税	本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合については、資源系産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税負担額を先立金とするものである。																
33	4 建設副産物の処理	とりこしにより発生する建設副産物は、下表の欄で定めることとして整理している。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設の種類</th> <th>施設の所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>777(砂)の付着塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設の種類	施設の所在地	備考	コンクリート等				777(砂)の付着塊				建設発生木材			
名称	施設の種類	施設の所在地	備考															
コンクリート等																		
777(砂)の付着塊																		
建設発生木材																		
33	5 再資源化等の完了の報告	(建設リサイクル法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 当業者は、再資源化が完了したとき、監督職員に対して建設リサイクル法第14条第1項の規定による報告(書面の形式は監督職員の指示による。)を行うこと。																
33	6 伐木・伐根材の有効利用システム	・ 対象 ・ 対象外 伐木・伐根材が発生する場合は、種類、部位別に分別し、1～3m程度の長さで切斷、土砂等を除去し、1m未満のものを含めて骨格とし、整然とした状態で引取期間中現場内に保管すること。現場内に保管できない場合は監督職員の指示に従う。廃棄場当たっては、ロープ等で固定するなど緊密、積載対象をいい、荷重制限に影響を及ぼさぬよう注意すること。また、保管場所には適宜な表示を行うこと(内容は監督職員の指示による)。なお、これら有用化に必要な費用は本工事に含まれている。 「伐木・伐根材発生循環供給システム」とは、発生した伐木・伐根材の発生情報をインターネットで公表し、有用物として有効利用する一般の希望者へ提供することを目的としたものである。																

区	項目	特記事項																
33	1 建設副産物の処理	建設副産物の処理にあたっては「建設副産物適正処理推進法」及び「平成18年度環境工事における建設副産物管理マニュアル-同解説(国土交通省)」によると、また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとし、再資源化により得られた建設副産物の積極的な活用を図ること。																
33	2 契約前の事前説明	(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法)という。)第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。 当業者は、契約締結前に、監督職員に対して建設リサイクル法第12条第1項の規定による説明(建設品の種類及び数量の指示による。)を行い、説明時に交付した書面と同じものを契約書添付資料(書面)提出すること。																
33	3 産業廃棄物税	本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合については、資源系産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税負担額を先立金とするものである。																
33	4 建設副産物の処理	とりこしにより発生する建設副産物は、下表の欄で定めることとして整理している。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設の種類</th> <th>施設の所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>777(砂)の付着塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設の種類	施設の所在地	備考	コンクリート等				777(砂)の付着塊				建設発生木材			
名称	施設の種類	施設の所在地	備考															
コンクリート等																		
777(砂)の付着塊																		
建設発生木材																		
33	5 再資源化等の完了の報告	(建設リサイクル法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 当業者は、再資源化が完了したとき、監督職員に対して建設リサイクル法第14条第1項の規定による報告(書面の形式は監督職員の指示による。)を行うこと。																
33	6 伐木・伐根材の有効利用システム	・ 対象 ・ 対象外 伐木・伐根材が発生する場合は、種類、部位別に分別し、1～3m程度の長さで切斷、土砂等を除去し、1m未満のものを含めて骨格とし、整然とした状態で引取期間中現場内に保管すること。現場内に保管できない場合は監督職員の指示に従う。廃棄場当たっては、ロープ等で固定するなど緊密、積載対象をいい、荷重制限に影響を及ぼさぬよう注意すること。また、保管場所には適宜な表示を行うこと(内容は監督職員の指示による)。なお、これら有用化に必要な費用は本工事に含まれている。 「伐木・伐根材発生循環供給システム」とは、発生した伐木・伐根材の発生情報をインターネットで公表し、有用物として有効利用する一般の希望者へ提供することを目的としたものである。																

区	項目	内容	対象工事区分							備考
			建	強	削	型	型	法	別	
工	取	構造躯体(仮設)の貫通スリーブ又は挿入	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		貫通スリーブ及び挿入用躯体補強	◎	+	+	+	+	+	+	
		貫通スリーブ及び挿入用の穴埋め補強	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		ダクト配管等の防水貫通部補強	◎	+	+	+	+	+	+	
		構造躯体(仮設)の貫通スリーブ及び補強	◎	+	+	+	+	+	+	
		コンクリート躯体(防水・仕上げ・断熱材)	◎	+	+	+	+	+	+	
		コンクリート躯体のメンテナンス、タラップ等	◎	+	+	+	+	+	+	
		コンクリートダクト内仕上げ、清掃	◎	+	+	+	+	+	+	
		地下室等二重壁内の水抜き	◎	+	+	+	+	+	+	
		構造躯体に対する躯体補強	◎	+	+	+	+	+	+	
		構造躯体に対する基礎及び仕上げ	◎	+	+	+	+	+	+	
		構造躯体のアンカー部及び補強	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		壁・天井の開口、開口は、換気設備の開口及び補強	◎	+	+	+	+	+	+	
		壁・天井の断熱断熱、配線器具、配管等の開口及び補強	◎	+	+	+	+	+	+	
		地上部管(アンカーボルト)、垂れ管の取付	+	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
ダクトスペース、パイプシャフト等の開口及び補強	◎	+	+	+	+	+	+			
外設備の開口、壁、天井の取付	◎	+	+	+	+	+	+			
器具	取	外観取付ダクト	◎	+	+	+	+	+		
		化粧用引出し口	◎	+	+	+	+	+		
		換気ファンコイルユニット消化型カバー	◎	+	+	◎	+	+		
		換気ファンコイルユニット開放型カバー	+	+	+	◎	+	+		
建築物の排水	取	換気室内の排水管及び継ぎ	◎	+	+	+	+	+		
		換気室内の排水継ぎ及び継ぎ	+	+	+	+	+	+		
		換気室内の排水込みダクトストラップ	◎	+	+	+	+	+		
取	取	換気室、電気室のドレン、ベント及び蓋	◎	+	+	+	+	+		
		排気機、実験台、調理実習台に接続する各種配管	+	◎	◎	◎	◎	+		
		返し台(トラップ高)、蒸気機、水切機	◎	+	+	+	+	+		
取	取	レンジフード及びダクト接続	◎	+	+	◎	+	+		
		コンクリート返し台等	◎	+	+	+	+	+		
		貫通排水金具	+	+	+	+	◎	+		
外構等	取	縦横配管及び第一階への配管接続	+	+	+	+	◎	+		
		汚水網、雨水網及び排水配管	+	+	+	+	◎	+		
		字鎖溝、7字鎖溝、縁石溝	◎	+	+	+	+	+		
		メンテナンス、メンテナンスの設置	◎	+	+	◎	◎	+		
取	取	化粧用メンテナンス、化粧用ハンドボールの取付及び仕上げ	◎	+	+	+	+	+		
		屋外配管(配管用のドレン及び蓋)	◎	+	+	+	+	+		
		排水工事一式、オイルサーピスタック用防滴剤	◎	+	+	+	+	+		
取	取	排水に接続する導管工事	+	+	+	◎	◎	+		
		取納機(巻込み・巻取り)	◎	+	+	+	+	+		
		湯水栓等の電気設備工事用穴埋め補強	◎	+	◎	+	+	+		
取	取	湯水栓等の電気設備工事用穴埋め補強	◎	+	+	+	+	+		
		湯水栓等の電気設備工事用穴埋め補強	◎	+	+	+	+	+		
		湯水栓等の電気設備工事用穴埋め補強	◎	+	+	+	+	+		
取	取	調理ファン、運動設備(作動調整等)	+	+	◎	◎	+	+		
		換気扇運転器具及び調理器具の運転調整、手動作動(作動調整等)	◎	+	+	+	+	+		
		換気扇運転器具及び調理器具の運転調整、手動作動(作動調整等)	+	+	◎	+	+	+		
		加圧ポンプ運転調整までの配管配線工事	+	+	◎	+	+	+		
取	取	加圧ポンプ運転調整までの配管配線工事	+	+	◎	+	+	+		
		電動シャッター、自動ドアの取付、後、二次調整配線工事	◎	+	+	+	+	+		
		取上層の一次配線配線	◎	◎	+	+	+	+		

区	項目	特記事項																
33	1 建設副産物の処理	建設副産物の処理にあたっては「建設副産物適正処理推進法」及び「平成18年度環境工事における建設副産物管理マニュアル-同解説(国土交通省)」によると、また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとし、再資源化により得られた建設副産物の積極的な活用を図ること。																
33	2 契約前の事前説明	(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法)という。)第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。 当業者は、契約締結前に、監督職員に対して建設リサイクル法第12条第1項の規定による説明(建設品の種類及び数量の指示による。)を行い、説明時に交付した書面と同じものを契約書添付資料(書面)提出すること。																
33	3 産業廃棄物税	本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合については、資源系産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税負担額を先立金とするものである。																
33	4 建設副産物の処理	とりこしにより発生する建設副産物は、下表の欄で定めることとして整理している。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設の種類</th> <th>施設の所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>777(砂)の付着塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設の種類	施設の所在地	備考	コンクリート等				777(砂)の付着塊				建設発生木材			
名称	施設の種類	施設の所在地	備考															
コンクリート等																		
777(砂)の付着塊																		
建設発生木材																		
33	5 再資源化等の完了の報告	(建設リサイクル法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 当業者は、再資源化が完了したとき、監督職員に対して建設リサイクル法第14条第1項の規定による報告(書面の形式は監督職員の指示による。)を行うこと。																
33	6 伐木・伐根材の有効利用システム	・ 対象 ・ 対象外 伐木・伐根材が発生する場合は、種類、部位別に分別し、1～3m程度の長さで切斷、土砂等を除去し、1m未満のものを含めて骨格とし、整然とした状態で引取期間中現場内に保管すること。現場内に保管できない場合は監督職員の指示に従う。廃棄場当たっては、ロープ等で固定するなど緊密、積載対象をいい、荷重制限に影響を及ぼさぬよう注意すること。また、保管場所には適宜な表示を行うこと(内容は監督職員の指示による)。なお、これら有用化に必要な費用は本工事に含まれている。 「伐木・伐根材発生循環供給システム」とは、発生した伐木・伐根材の発生情報をインターネットで公表し、有用物として有効利用する一般の希望者へ提供することを目的としたものである。																

区	項目	特記事項																
33	1 建設副産物の処理	建設副産物の処理にあたっては「建設副産物適正処理推進法」及び「平成18年度環境工事における建設副産物管理マニュアル-同解説(国土交通省)」によると、また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとし、再資源化により得られた建設副産物の積極的な活用を図ること。																
33	2 契約前の事前説明	(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下建設リサイクル法)という。)第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。 当業者は、契約締結前に、監督職員に対して建設リサイクル法第12条第1項の規定による説明(建設品の種類及び数量の指示による。)を行い、説明時に交付した書面と同じものを契約書添付資料(書面)提出すること。																
33	3 産業廃棄物税	本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合については、資源系産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税負担額を先立金とするものである。																
33	4 建設副産物の処理	とりこしにより発生する建設副産物は、下表の欄で定めることとして整理している。																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設の種類</th> <th>施設の所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>777(砂)の付着塊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設の種類	施設の所在地	備考	コンクリート等				777(砂)の付着塊				建設発生木材			
名称	施設の種類	施設の所在地	備考															
コンクリート等																		
777(砂)の付着塊																		
建設発生木材																		
33	5 再資源化等の完了の報告	(建設リサイクル法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 当業者は、再資源化が完了したとき、監督職員に対して建設リサイクル法第14条第1項の規定による報告(書面の形式は監督職員の指示による。)を行うこと。																
33	6 伐木・伐根材の有効利用システム	・ 対象 ・ 対象外 伐木・伐根材が発生する場合は、種類、部位別に分別し、1～3m程度の長さで切斷、土砂等を除去し、1m未満のものを含めて骨格とし、整然とした状態で引取期間中現場内に保管すること。現場内に保管できない場合は監督職員の指示に従う。廃棄場当たっては、ロープ等で固定するなど緊密、積載対象をいい、荷重制限に影響を及ぼさぬよう注意すること。また、保管場所には適宜な表示を行うこと(内容は監督職員の指示による)。なお、これら有用化に必要な費用は本工事に含まれている。 「伐木・伐根材発生循環供給システム」とは、発生した伐木・伐根材の発生情報をインターネットで公表し、有用物として有効利用する一般の希望者へ提供することを目的としたものである。																